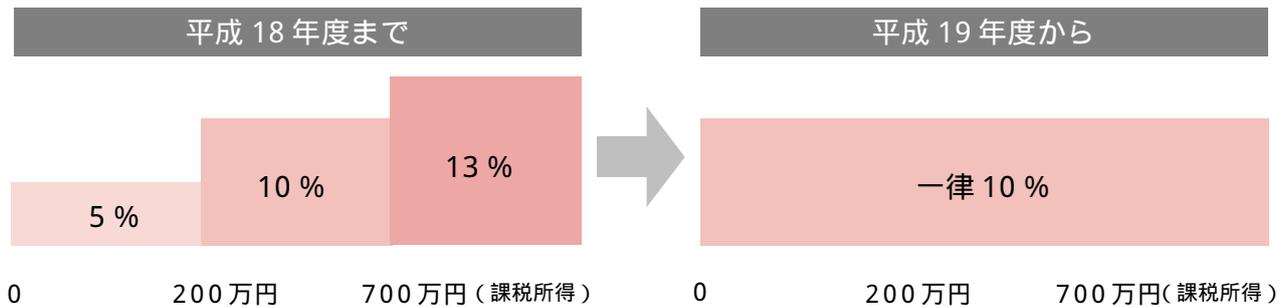


平成 19 年度より住民税(市県民税)が変わります

住民税所得割の税率が 10 % に統一されます

地方自治体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。使い道が制限されている国の補助金を減らすかわりに、住民にとって真に必要な行政サービスを地方自治体が自らの責任で効率的に行えるよう、国の所得税から地方の個人住民税へ、3兆円規模の税源移譲が行われます。

この税源移譲によって、平成 19 年度より住民税所得割の税率が、現在の 3 段階(5 %、10 %、13 %)から一律の 10 % に変わります。



住民税の税率を一律 10 % にすることに伴い、所得税の税率構造も見直しがされるため、所得税と住民税を合わせた税負担は変わりません。

定率減税が廃止されます

定率減税とは、税額から一定の額を控除する措置です。

景気対策の一環として平成 11 年度から実地されてきたこの定率控除が、平成 19 年度から廃止されます。



なお、所得税においても、平成 18 年分は税額の 10 % (控除限度額：12 万 5 千円) が控除されていますが、平成 19 年分から廃止されます。

問い合わせ 税務課 62 1114

税務署からのお知らせ

適正飲酒を心がけ、心身を健康に！

「酒は百薬の長」という言葉もあるように、昔から適度な飲酒は心身によい影響を与えることが広く知られています。飲酒は精神のストレスを和らげ、血行を促進し食欲を増進するなど、健康を守るうえで一定の効果を生むものと考えられます。

しかし、その一方では、心や体の健康に大きな害をもたらす危険にも注意が必要です。

お酒との付き合い方

「健康によく、社会にも迷惑をかけない正しい飲酒」を実践するため、(社)アルコール健康医学協会では、右の「適正飲酒の10か条」を提唱しています。

笑いながら共に、楽しく飲もう

自分のペースでゆっくりと

食べながら飲む習慣を

自分の適量にとどめよう

週に 2 日は休肝日を

人に酒の無理強いをしない

くすりと一緒には飲まない

強いアルコール飲料は薄めて

遅くとも夜 12 時で切り上げよう

肝臓などの定期検査を

税に関する情報は国税庁ホームページへ <http://www.nta.go.jp/>

年末年始はお酒を飲む機会が多くなります。飲酒運転は重大な犯罪です。「お酒を飲んだら運転しない」「お酒を飲んだ人には運転させない」「運転する人にはお酒を出さない。飲ませない」を徹底しましょう。